

南京国民政府は蒋介石のもと、近代国家の建設を進める。都市では民族工業が職種を増し、商業文化が発達して消費市場も拡大をみせた。しかし一九三一年以降、世界恐慌が中国に波及すると農村の疲弊は甚だしくなり、生活できなくなつて都市へ流入する者も増えた。

一九三一年九月一八日、日本の関東軍は中国東北地方への軍事侵略を開始した（満州事変）。南京政府は中国共産党のソヴィエト政権への攻撃を優先して不抵抗政策をとり、翌年、日本の傀儡国家である「満州国」が成立した。

蒋介石軍による厳しい包囲攻撃を受けた共産党は、一九三四年にソヴィエト政権を放棄して长征に出発した。困難な行軍の末、陝西省北部に到着した紅軍はやがて延安を中心に革命根據地を建設し、効く者・貧しい者の政権をつくろうとする。

日本はさらに華北への侵略を進めるが、南京政府下の各界では強い抵抗運動が起り、抗日救國運動的一大潮流となつた。共産党は一九三五年、内戦停止・抗日民族統一戦線の結成を呼びかける八・一宣言を発表し、西安事件後、蒋介石もこれに応じた。三七年七月七日、盧溝橋事件が起つて、日中全面戦争が始まり、ほどなく第二次国共合作が成立した。

（小浜正子）

## 1

### 新しい婚姻家族法——国民政府とソヴィエト政府

〔1〕「中華民国民法第四編 親屬」〔抜粋〕（一九三〇年一二月二六日公布、三一年五月五日施行）

#### 第二章 婚姻

##### 第一節 婚約

第九七二条 婚約は男女当事者がみずから取り決めるべきである。

##### 第四節 夫妻財産制

###### 第一款 通則

第一〇〇五条 夫妻が契約によつて夫妻財産制を決めていない場合、本法で別に定めるものを除き、法定財産制をもつてその夫妻財産制とする。

###### 第二款 法定財産制

第一〇一九条 夫は妻の原有財産に対し、収益使用権をもつ。

第一〇二〇条 夫は妻の原有財産を処分する時、妻の同意を得るべきである。但し、管理上必要な処分はこの限りではない。

###### 第三款 約定財産制

第一〇四四条 分別財産は夫妻がそれぞれその財産の所有権、管理権および使用権を保有する。

〔中華民国民法第四編 親屬〕中国第二歴史档案館・南京図書館「立法院公報」第二六期、南京出版社、一九八九年〕

〔2〕「中華民国民法第五編 繙承」〔抜粋〕（一九三〇年一二月二六日公布、三一年五月五日施行）

### 第一章 遺産繼承者

第一二三八条 遺産繼承者は配偶者のほか、左列の順序によつて定める。

一 直系の血親卑親属、二 父母、三 兄弟姉妹、四 祖父母

〔中華民国民法第五編 繙承〕中国第二歴史档案館・南京圖書館「立法院公報」第二六期、南京出版社、一九八九年〕

〔3〕「中華民国刑法」〔抜粋〕（一九三五年一月一日公布、七月一日施行）

第二三九条 配偶を有して人と通姦した者は、一年以下の有期懲役に処す。相手方もまた同じ。

〔中華民国刑法〕趙鳳喈「中國婦女在法律上之地位 附補篇」食貨出版社、一九七三年〕

〔4〕「中華ソヴィエト共和国婚姻条例」〔抜粋〕（一九三一年一二月一日公布・施行）

### 第二章 結婚

第四条 男女が結婚するには双方が同意しなければならず、いずれか一方、または第三者が強制を加えることは許さない。

第七条 精神病および痴呆者の結婚を禁止する。

第八条 男女の結婚は、ともに郷ソヴィエト、または城市ソヴィエトに赴いて登録し、結婚証を受領しなければならない。結納金・結納品および嫁入道具を廃止する。

### 第三章 離婚

第九条 離婚の自由を確定し、およそ男女の双方が離婚に同意すれば、ただちに離婚できる。男女の一方があくまでも離婚を要求すれば、やはりただちに離婚できる。

### 第四章 離婚後の子どもの養育

第一一条 離婚前に出生した子女の養育の責任は、男性に帰する。もし、男女とも養育することを望めば、女性の養育に帰する。

第二条 授乳期間中の幼児は、女性の養育に帰する。

第三条 女性の養育に帰しているすべての子どもについては、その子どもの必要とする生活費の三分の二は男性が負担するものとし、一六歳になつたとき停止される。その支給方法としては、現金を支給するか、または子どもに代わつて分配された土地を耕作するものとする。

### 第五章 離婚後の男女の財産処理

第一七条 男女がそれぞれ取得した土地・財産・債務はそれぞれが処理する。結婚して一年以上の場合、男女共同で經營して増加した財産は、男女が平等に分配し、子どもがあれば人数に応じ平等に分配する。

第一八条 男女が同居して生じた共同債務の責任は、男性に帰する。

〔中華蘇維埃共和国婚姻条例――中華蘇維埃共和国中央執行委員会第一次會議關於暫行婚姻条例的決議〕「中國婦女運動歴史資料 一九二七――一九三七」（共通文獻㉓）

〔5〕「中華ソヴィエト共和国婚姻法」〔抜粋〕（一九三四年四月八日公布・施行）

### 第三章 離婚

第一一条 紅軍戦士の妻が離婚を要求するには夫の同意を得なければならない。但し通信の便利な地方で二年たつても夫から連絡がない場合、妻は当地的政府に離婚登記を請求できる。通信困難な地方では四年たつても夫から連絡がない場合、妻は当地的政府に離婚登記を請求できる。

〔中華蘇維埃共和国婚姻法〕〔中国婦女運動歴史資料 一九二七～一九三七〕（共通文献⑩）

解説

中国のように女性解放が政権主導でおこなわれる傾向の強かった国では、法律改革が大きな役割を果たしている。

一九二四年、国民党と共産党が合作してはじめた国民革命は、新文化運動の女性解放論と家族改革をひきつぎ、政治資本の一つとした。二六年一月、国民党第二回全国代表大会は「女性の財産繼承権の規定」、「結婚・離婚絶対自由の原則に基づく婚姻法の制定」を決議した。それをうけて広東国民政府は一〇月、女性が財産繼承権をもつとする法令を全国各地に通達して発効させている。また二七年三月には、馮玉祥の国民軍支配下の陝西で、最初の婚姻条例、陝西暫行婚姻条例が制定された。

國共が分裂し、抗争する二つの政権が成立しても、家族改革・女性解放はどちらにとどても政治資本の一つとして無視できないものだった。兩政権とも一面で自由な女性運動を抑制しながら、法律によつて改革・解放を進めた。

国民党の民法親屬・繼承両編は、祖先祭祀についての規定をなくし、財產繼承権は男女、既婚未婚を問わないこととして、男系血統を偏重する伝統的家族制度の原理をくつがえした。結婚について当事者の自主性を強め、夫からの一方的離婚条件である「七出」もなくした。しかし夫婦間の財産権や姓名権では、特に両者が契約しない限りはむしろ夫権の強化となり、近代的な家父長制を構築したといえる。

国民政府治下では都市の自主的な女性運動の火は消えなかつた。女性たちは、刑法で「夫を有する妻」が人と姦通した場合は懲役刑に処すとするのは、性道德上の男女不平等であると主張し、一九三四年全国的運動を開いて「配偶者を有する者」と修正させた。これによつて刑法施行後の納妾は（さまざま条件付きながら）妻によつて姦通罪として告訴できることになり、現実はさておき、法律上では跡継ぎを得るためという納妾の正統性がなくなつた。しかし一面で一夫一婦制を金科玉条とし、恋愛の自由を無視することにもなつた。

中国共産党は一九二八年八月の福建西部ソヴィエトを皮切りに、各地の革命根據地で婚姻条例をつくり、三一年一二月一日、中華ソヴィエト共和国婚姻条例を公布した。



中華ソヴィエト共和国婚姻条例  
(婦女之路)

前文にはこれまで封建的支配をうけて体力的・経済的なハンディを負つてゐる女性の利益を偏重し、また子どもの保護に力をいれるとあり、これは国民政府の法律にはない姿勢であった。

この条例はこれまでのどの条例よりも反家父長制的な面が過激であつたため、男たちの反発は強く、幹部は実施をサポートージュした。毛沢東らソヴィエト中央執行委員会は、一九三二年、市区以上の各級政府のもとに婦女生活改善委員会といふ調査建議機関を設け、条例違反、特に政府や幹部の違反をただそつとするが、効果はあがらず、改善委員会は短命に終わつた。

条例は夫妻の一方があくまでも離婚を要求すればただちに離婚できるとした。しかし同じ時期、工農兵ソヴィエト第一回大会は紅軍戦士の妻の離婚要求は夫の同意を得なければ、政府により禁止できると決定している（中国工農紅軍優待条例）。その後手直しが加えられて、一九三四年四月に公布された婚姻法正文に盛りこまれ、軍人の妻の権利の制限は建国後の婚姻法へと継承されていく。また、當時世界的潮流であつた優生思想を強く反映した結婚禁止条項には、人権にかかわる問題もある。

なお、のちの第二次国共合作時期に、各抗日根據地で「辺区婚姻条例」が制定されるが、国民政府民法との調整も加わつて、一九三一年の条例ほど反家父長制的姿勢は強くない。

参考文献

趙鳳喈「中國婦女在法律上之地位 附補篇」食貨出版社、一九七三年

『近代中國婦女運動史』（共通文献⑪）

末次玲子「近代中國のジェンダー変容（仮題）」（共通文献⑫）

『中國女性運動史 一九一九～四九』（共通文献⑬）

## 2 優生学・産児制限——民族の強化と母体

〔1〕『楽しい家庭』(劉王立明、一九三一年)

中国には「男児を多く望む心を抑えよ」との訓言がある。これは男尊女卑の表現ではあるが、産児制限の表現でもある。わが国の人々は、精神上の禁欲によって産児制限の効果を得ることができると考えてきた。しかし、性学者や生物学者の意見によれば、このような方法は男女の健康を損ねる道具になるという。サンガーフ夫人が訪中し産児制限を宣伝して以来、わが国の知識界もこの種の運動に対しても少なからぬ興味を示し、産児制限を実行したり研究したりする人も日一日と増えはじめている。最近上海に中国節育研究会なるものが組織されたが、この会の使命はまさしく、無産階級に産児制限の知識を注入し、経済的に豊かでない人が子たくさんのために、さらに貧困に転落していくのを防ぐことにある。(中略)

民族的みると、産児制限をおこなうことで劣等な種を取り除くことができる。その頃、外国では精神病、てんかんおよび低能の人に対し、政府が結婚の機会を与えるなかった。このようなことはいささか人道から外れるようになる。比較的良い方法は、彼らに結婚を許可するが、産児制限の方法によって劣等な末裔を残させないように思われる。およそ、これらの病気や結核、心臓病、腎臓病、脚氣(かき)を患っている者、および梅毒に感染している者は、その子どもたちの大半が妊娠後期や出産時に夭折してしまう。かりに生存したとしても多くは身体が虚弱で、これらの疾病に直接感染している者もあれば、抵抗力の弱い者もあり、各種の病原菌に侵されやすい。我々が強健な民族の繁栄を求めるならば、必ずや腐った種の繁殖を防がねばならず、産児制限こそ、これを促す最も良い方法なのである。

〔『快楽家庭』商務印書館、一九三一年、一〇九—一一二頁〕

〔2〕『上海節育研究社の縁起と宣言』(潘光旦、一九三一年六月)

我々は、一方では産児制限を種族的意義と社会的意義のある利器と考えるが、一方ではその効用が完璧であると認めているわけではない。ゆえに、まずおこなうべき仕事は研究であると考える。そこで我々の組織を「節育研究社」としたのである。我々の趣旨は非常に単純で、研究の結果として、以下のことを期待するだけである。人々に産児制限の必要が生じた場合に、我々の仕事を役立てて、適切な準備をおこなえるようにすること。産児制限によって、出産が減少し健全な児童を相対的に増やせること。産児制限によって「計画的に」出産し、母体の健康を多少でも維持できること。家族人数、死亡、疾病による苦しみが減少するため家庭全般の幸福を三分ほどは増加できること。家庭の幸福が我々の少しばかりの努力によって、いくらかでも多くなれば、我々の社会生活も、間接的にこれによつて多少はゆとりができるかもしれないのである。

〔『上海節育研究社縁起と宣言』『優生』第一卷第二号。潘乃穆編『潘光旦文集』第八卷、北京大学出版社、一九九三年〕

**解説** 障害や疾病を欠如態とみなし、心身の健康に価値観を見出す優生思想は、清末に、嚴復訳の『天演論』(一八九八年、原著はハクスリー著『進化と倫理』)によって進化論とともに紹介された。このほか日本経由でも伝播し、中国の知識人層に影響を与えたのである。知識人たちの間で優生学が受容されたのは、当時の中国が列強の脅威にさらされるなかで、文明化の遅れによる人種的退化への恐怖感が、一定程度共有されていたためである。優生学はこれを克服し、「保種」「保國」を実現するための道具であると考えられた。こうした危機解消の方法としての優生学という構図は、二〇世紀はじめの五・四期の新文化運動にも引き継がれ、儒教道德や家長制などの旧観念を攻撃する武器として、優生学的言説が語られた。当時のトピックである産児制限問題もその一つである。

産児制限問題は、一九二一年、世界的に有名なアメリカの産児制限運動家マーガレット・サンガーの中国訪問をきっかけに論じられるようになった。『婦女雑誌』第八卷第六号(一九二二年六月)や『東方雑誌』第一九卷第七号(一九二二年)



抗日戦争期の潘光旦（『潘光旦文集』）

四月）など、各種の雑誌で特集が組まれたことは、中国知識界での産児制限ブームを示すものである。これらの誌上では、女性解放と産児制限、優生学を結びつけるかたちでの議論が展開された。すなわち、伝統的な「多子多福」（息子が多いほど幸福である）観念のもとで、中国女性は教育や経済的自立の機会をもたない奴隸的立場にあり、これを克服するためには、数より質を重んじる優生学にもとづいて、産児制限を実施すべきだとする主張である。史料「1」の著者である劉王立明（一八九六—一九七〇年。アメリカで生物学を学び、帰国後、各種の女性運動を組織）も子どもを産むための機械という立場から女性を解放し、母性の健康を保ち、優秀な児童を出産すれば、家庭の負担を軽減でき、国家・民族の改良にもつながるとし、産児制限と優生学を支持した。

心身ともに健康な種の繁栄のためには、心身ともに健康な男女の結びつきが必須であるとする優生論者たちは、父母のありよう、とりわけ子どもを産み育てる母親、母体に強い関心を示した。一九二〇年代半ばから優生思想を広めた潘光旦（一八九九—一九六七年）もその一人である。彼はアメリカに留学して、生物学・優生学・遺伝学を学び、帰国後は清華大学などで教鞭をとった。

潘光旦は出産および子どもの養育について、「完全に國家がおこなうことである」と考える人もいれば、父母が平等に負担すべき任務であると考える人もいる。しかし、冷静に考えてみれば、むろん国家と父親はこの大事に重大な関係をもち、これを逃れることはできないが、主要な責任はやはり、家庭で母親となる女性の肩にかかる」と述べ、特に、心身ともに健康な子どもを産み育てるための母体を重視した。こうした視点から、彼は産児制限にも強い関心を示し、「上海節育研究社」を設立した。潘によれば、産児制限をおこなう際の重要なポイントは、（一）母親の体格、（二）子女の養育、（三）遺伝の善し悪し、（四）家庭の経済状態、（五）個人の都合、（六）社会道德の六点で、このうち最も重要なのが母親の体格であった。彼はさらに家を治める主婦として、結婚生活をおくる妻として、子どもを養育する母親として、女性の健康は家庭の安全と密接にかかわり、妊娠中の母体の栄養も重要であること、出産回数が多くなり、間隔が短かすぎて、母体および胎児に弊害が出ないように、二年の間をおくべきこと等を主張した。また、子どもの免疫を高めるために母乳での保育も推奨した（『生育節制的幾個標準』『潘光旦文集』）。

近代日本では、総動員体制下で、「国民・国家の母」として母性が称揚された。潘光旦の場合は、「国民・国家の母」ではなく、「民族」の担い手としての母性を主張した。国共両党が政権争いをくりひろげ、「国家」としての方向性が定かでなかつたためである。このような「母としての女性」という言説は、母となることを選択しない、あるいはできない女性に対して排他的ではあるが、抗戦から内戦という民族的な危機のなかで、優生学と儒教思想によって女性の価値を高めることにつながった。

次に示すのは、一九二八年七月三一日に公布された「産婆管理規則」（張在同・咸日金編『民国医薬衛生法規選編』一九二九—一九四八）山東大学出版社、一九九〇年）の抜粋である。これらの規定から、出産と母体に対する国家的関心の高まり、近代的助産術普及の動向を読み取ることができる。

第一条 およそ中華民国の女子で医学校、あるいは助産学校を卒業せずに助産を業務とする者を総称して産婆といふ。

第二条 産婆は営業地の官署に産婆許可証の交付を願い出なくてはならない。許可証を交付される以前に営業を開始してはならない。

第三条 産婆は三十歳以上六十歳以下でなくてはならず、耳目肢體および精神状態ともに健全で伝染病にかかっていない者が、許可証の交付を願い出ることができる。

第五条 地方官署は臨時助産講習所を設立しなくてはならず、登記を許可された産婆を班に分けて入所、受講させ、以下の助産上必要な知識を教えなくてはならない。

一、清潔消毒法

二、助産法

三、臍帯切除法

四、仮死状態の新生児の蘇生法

五、産褥婦の看護法

講習所は医院あるいは医学校、助産学校に業務を委託しなくてはならず、経費は地方税により充当する。

第六条 産婆の訓練期間は二ヶ月と定め、文字を知らぬ者に対するては、口頭での授業を重視しなくてはならない。

(訳・解説 福士由紀)

#### 参考文献

- 坂元ひろ子「恋愛神聖と民族改良の「科学」——五四新文化ディスコースとしての優生思想」「思想」一九九八年一二月  
前山加奈子「母性は劣位か——一九三〇、四〇年代における潘光旦の女性論」「論集 中国女性史」(共通文献⑩)  
Frank, Dikötter, *Sex Culture and Modernity in China*, Hurst & Company, London, 1995  
Frank, Dikötter, 楊立訳「近代中國之種族觀念」江蘇人民出版社、一九九九年

## コラム ◇ 潘玉良（一八九九—一九七七）

潘玉良は、中国における西洋画家の草分けとして、数奇な生涯をたどった。

安徽省の職人の家に生まれたが、一歳で父を、八歳で母を亡くした。一四歳で伯父の手で妓楼に売られた。一六歳のとき、相城の税関監督・潘贊化に身請けされた。潘は日本留学経験もある開明派で、不幸な少女を心から愛したが、すでに結婚していたので、玉良は身分上は妾だった。玉良は潘の庇護のもと上海で暮らし、読み書きや絵を学んだ。

潘の才能を見いだされた玉良は、一九二一年、潘の援助によりフランスに渡り、リヨンとパリの美術学校で学んだ。

二五年には奨学金を得てローマの美術学院に学び、翌年、ローマ国際芸術展覧会で、中国人学生として初めて金賞を受賞した。

一九二九年に帰国、中国美術界のバイオニアであつた劉海粟の招きに応じ、彼が創立した上海美術専科學校絵画研究所の講師に就任した。また、中国画家として名高い徐悲鴻に請われて、中央大学芸術学部でも油絵を教えた。



一九二九年から三六年にかけて、潘玉良は旺盛な創作意欲をみせて、五つの個展を開催した。また、三年に中国美術協会が成立すると、理事に選ばれた。その一方で、女性蔑視の根強い社会のなかでは、裸体画や抽象表現に対する偏見、潘の過去や妾の身分であることへの中傷などにより、不愉快な体験をすることも避けられなかつた。

結局、一九三七年潘玉良は再びフランスに向かい、七年に逝去するまでパリで暮らすことになつた。戦後中国へ

の帰国を考えたが、知識人に対する思想統制の強まりを見てあきらめた。その間、画家・彫刻家として活動を続け、在仏の中国芸術会会长も長くつとめた。逝去後、作品は八

五年に中国に戻され、故郷の安徽省で遺作展が開かれた。

一九九二年、彼女の生涯を描いた映画『画魂』が女性映画監督・黄蜀芹によって制作され、コン・リー（葬儀）が潘玉良を演じた。『画魂』は日本でも映画祭などで上映された。

（秋山洋子）

## 5

## 「女は家に帰れ」——女性の役割をめぐる論争

## 〔1〕「嫁入りと女子の職業」（林語堂、一九三〇年）

現在の経済制度は皆さんもわかつてゐるよつに、きわめて不平等なものです。女子教員の報酬は男子教員より少なく、「中略」女人人が進出できる職種（按摩、タイピスト、ウェイトレスなど）も、男の人より少ない。しかも女の人が進出できる職業にも、男子があなたがたと競争して進出し、報酬、機会、才能発揮の面すべてにおいてうまい汁を吸つてゐる。「中略」一番腕のよい料理人や仕立屋はみんな男子で、女子ではない。これら女子の伝統的な分野でも男子が勝利をおさめている。独身の女子は、独身の男子より社会においてさまざまな損をしている。独身で自給している女子なら、「中略」この不利益、不平等がどれほどの程度かわかっているのです。唯一男子と競争のない職業は結婚だけです。「結婚の中」では女子が有利で、「結婚の外」では男子が有利です。これが現行の経済制度なのです。

〔『嫁入りと女子の職業』『林語堂文選』中国広播電視出版社、一九九〇年〕

## 〔2〕「女性の前途」（章乃器、一九三四年九月一〇日）

現社会で女性の生きる道は、通常、嫁にいくことと職業に就くことしかない。すでにある人が述べてゐるが、女の最もよい生きる道は嫁にいくことだと。このことは上層階級では、かなり確實性がある。「中略」中層以下の階級ではそうではない。「子どもが繼わりつく」状況で、ひどい精神的肉体的な苦痛を受けるのは女性である。生活が苦しむ夫が責任を負えないと、物質的な苦痛を感じるのもまた女性である。手に飯かごを持ち、乳飲み子を背負い、子どもの手をひいて町で物乞いするのもやはり女性が多い。家庭の「衣食」問題のために夫に商品として売られ、あ

るいは肉体の一部を売るよう迫られ、逃げ切れないのも女性だ。都市は恐慌状態、農村は大声で救いを求めているこの時代に、磨白のよう暮らしのなかで苦しい目にあつてるのはもちろん中下層で、なかでも抑圧をひどく受けているのはやはり歴史上の弱者——女性である。

このように中層以下の人をみると、嫁にいくことは生きる道だろうか。よく聞くことだが、中層階級の妻となつた人の多くが、独身で親の家にいるほうがいいと言う。下層階級はいうまでもない。

〔婦女底出路〕〔女声〕第二卷第三期)

### 〔3〕「卷頭言」(王)伊蔚、一九三四年九月一〇日)

数千年間、礼教的魔力と経済的強権の二重の抑圧のもとにあつた女性が、自身の奮闘によつてやつと一筋の夜明けの光を見たのに、今この礼教の復活と経済破綻の年に、不幸にもまた暴風雨のような襲撃にあつてゐる。「女は家へ帰れ」「女は新しい良妻賢母になるべきだ」(中略)、これらは主張は、私たちを攻める新しい武器を人に教えてゐる。「質素な装いの提倡」とか「男女の交際制限」とかは、(中略)すべて敵の新たに設けた煙幕弾である。この煙幕の中に陥れられた女性が、もし不抵抗主義を採るなら、それは自殺に等しい! 時代の車輪は前進しているのだ。(中略)私たちの反撃する武器は、さらに自分たちの力を団結することのみ。自分たちの陣営を強固にし、言い換えれば、大衆の力を集めて奮闘することである!

〔卷首語〕〔女声〕第二卷第三期)

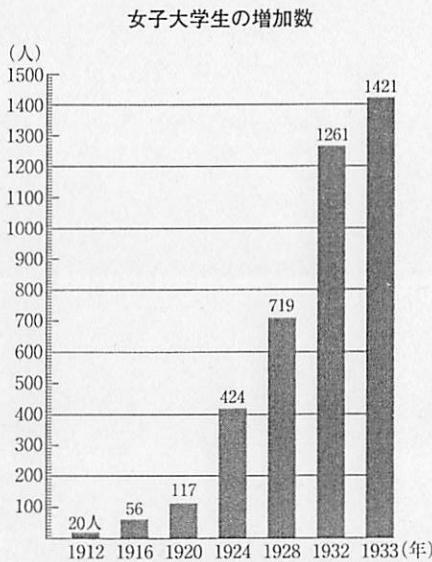
### 性と職業」「婦女回家」「女は家に帰れ」という問題であった。

一九二〇年代の終わりになると、「独自の社会的職責を養成し、その特殊な必要性に適応させる」ために、単独の中等女子教育が決められた。三年には、国民党第五期全国代表大会の宣言に「体力、知識の両面が健全な母性の育成によって種族衰亡の危機を救い、国家や社会の堅実な基礎を作る」ことが盛りこまれた。保守陣営は勢いを得、女性解放は後戻りしはじめた。三年四月、北平市長は男女共学取締まり案を議会に提出し、共学廃止を実行した。教育界だけでなく、三年には、北平市政府(日本の市役所にあたる)が経費節減を理由に女子職員を全員解雇、広州では理髪師大会が男性の職場確保のために女性理髪師を締め出そうとした。江蘇省松江では三十歳以下の寡婦を全節堂に集めて住まわせるなど、社会風潮が女性解放とは反対の方向に向いていった。

これらの背景にはさまざまな要因があつた。一九三一年九月の滿州事変、三二年一月の上海事変、三三年二月の熱河作戦と、日本軍の侵攻が続いた。他方、国民党政府は、江西省を中心としてソヴィエト政府に対して包围攻撃をくり返

し、「先に内を安んじ、後に外を攘う」というスローガンを掲げた。共産党は三四四年秋、ソヴィエト地区の維持が不可能となつて、「長征」を開始した。

このような抗日と内戦の状況下で、蒋介石は三四四年二月に南昌で新生活運動を始めた。新生活運動は生活改善を唱えたが、その思想背景はドイツのヒトラーの政策と中国の伝統思想にもとづくものだつた。一九二九年の世界的な経済恐慌によつてひきおこされた失業者の激増問題を解決するために、ヒトラーは女性に社会から家庭に戻り、子どもを生み育て、職場を男性に譲りわたすよう強要した。他方で「種族優越論」を唱えて、女性は「國家を保ち、種族を保つ」「神聖な任務」を果たすべきだと言つた。



出典 『女青年』1934年第8期。

中国はドイツと同様に、二〇年代末の世界恐慌の波と度重なる自然災害に襲われ、農村経済は疲弊し、大量の農民が生きる道を求めて都市へ流入した。その結果、都市の失業者問題はますます深刻化し、男性失業者救済のために女性は職場を追わされた。また、新生活運動が鼓吹した伝統的道徳觀や精神は、復古思潮を巻き返し、女性役割を「家の内」に戻した。さらに、抗日の大義名分によつて、女性も新国民として家庭にあって後方支援することを要求された。このようにして「婦女回家」のスローガンや言論がもっともらしく横行するようになつた。

史料「1」は、当時文化人として活躍していた林語堂が、三〇年にミッション・スクールの上海中西女塾において講演したもので、三四年に活字化され、大勢の人々の目に触れた。女性の職業が多方面からテーマにされていた時期だけに、「女子の職業は結婚」という林語堂の主張は大きな論争を引き起した。史料「2」「3」に見られるように、「婦女回家」に反対する陣営は、歴史の流れを後退させるものだとして激しく反論し、さらに、女性が社会進出するために母性保護や共同保育などを新たに提起はじめた。しかし他方で、新しい良妻賢母主義や「母性」を主張する女性グループも出て、論争は複雑多岐にわたつた。

三七年の日中両国の本格開戦によつて、論争は一時終息し、三〇年代終わりから四〇年代の初めにかけて第二次婦女回家論争が再開される。さらに「社会主义」中国になつてからも、「勤儉建国、勤儉持家」という社会主義建設のスローガンのもとで、女性には家庭内役割も求められた。また八〇年代に失業問題が浮上すると、内助の功を求める「婦女回家」が叫ばれ、ジェンダー問題の根強さが表れた。

#### 参考文献

- 「中國女性運動史 一九一九—四九」（共通文献⑯）
- 前山加奈子「林語堂と『婦女回家』論争——一九三〇年代における女性論」『中国の伝統社会と家族』（共通文献㉔）
- 許慧琦「娜拉在中国——新女性形象的塑造及其演变」台北：政治大学、二〇〇三年

（訳・解説 前山加奈子）

10 国際的女性交流——スメドレーと長谷川テル

〔1〕「重慶とその後」（アグネス・スメドレー、一九四三年）

香港に住んでいるエミリー・ハーンが、宋家の三姉妹（第五章コラム参照）のことを扱った本を書きあげたばかりだった。彼女たち三姉妹は、たしかに一冊の本を書くに値するひとたちだ。しかし、ある外国人たちが考えているようには、彼女たちだけが、中国で才能のある唯一の婦人ではない。（中略）私は、軍隊や民衆のなかで、医者や、看護婦や、政治的組織者や、教育者となつて働いている中国の婦人たちのことを想つた。彼女たちは、筆につくしがたい困難のなかで働きながら、年とともに、その力と才能を増していった。私はまた、戦闘のなかで青春の美しさを失い、ひとしぬ部署で死んでいったひととのことを想つた。

いろいろな点で、アメリカの婦人よりははるかに進んでいる中国のあたらしい婦人が、戦争というきびしい鉄敷きで鍛えられて育つた。そういう婦人のひとりが、ホール主教の田舎家で、私としばらく生活をともにしたことがある。彼女の名まえは蕭紅（コラム参照）といつて、その運命は典型的であった。

（アグネス・スメドレー著、高杉一郎訳『中国の歌』みすず書房、一九七二年、四一七頁。Agnes Smedley, *Battle Hymn of China*, Knopf, New York, 1943）

〔2〕「愛と憎しみ」（長谷川テル、一九三七年八月）

私は日本を愛している。なつかしい思い出のある両親や兄弟や同胞や友人たちが暮らしている私の祖国だからだ。私は中国を愛している。あたたかい心をもつた勤勉な友人たちにとりかこまれている私の新しい故郷だからだ。

私は両国人民の殺しあいを全身全霊をもつて憎む。どちらの人民がいけにえとなつても、私は救いようのない悲しみに沈むだろう。

エスペランティストとして、国際文化を愛する者として、私は略奪者の爪牙から中国の文化をまもろうと思ふ。女性として、人間として、私はおのずから平和にあこがれている。

しかし、いま私は、できることならば中国軍に従軍したいとさえ思つてゐる。中国軍が日本人民と戦つてゐるからではなく、日本の帝国主義者どもと戦つてゐるからであり、中国軍の勝利がアジアの明るい未来に寄与すると思うからだ。

それと同時に、私は仲間といつしょになつて、声をかぎりに日本の兄弟たちに呼びかける。——いたずらに血を流すのは、おやめなさい。あなたがたの敵は、海の向こうの中国にいるのではないのです、と。

〔萬松一郎「中国の緑の星——長谷川テル反戦の生涯」朝日新聞社、一九八〇年、九一~九二頁〕

**解説** 一九三七年から八年間続いた日中戦争は、侵略を進める日本に対する中国の戦いにとどまらず、世界規模においてはファシズム勢力に挑む闘争の一環として位置づけることができる。深まる日本の侵略に対する中国の人々の粘り強い抵抗は、多くの国際的な関心と支援を呼び起こした。

中国の抗戦を支援する活動は多岐にわたった。アメリカ人のエドガー・スノー、アンナ・ルイス・ストロング、アグネス・スメドレーなどのジャーナリストたちは、中国の戦いを世界に向けて報道し、共産党支配地区の状況とその指導者たちについて、その詳細を初めて明らかにした。また、カナダの医師であるノーマン・ベチュー、インドと国際赤十字の医療使節団などは、戦いの前線で兵士たちの治療や手術にあたつた。その他にも、ニュージーランド出身のルイ・アレーは工業合作社運動を組織し、ソ連の空軍兵士や朝鮮義勇軍は直接戦闘に参加した。さらに敵である日本人のなかにも、日本侵略を批判して中国で政治宣伝活動をおこなつた鹿地亘や綠川英子（長谷川テル、本名・長谷川照子）のような人間もいた。彼らの活動は、抗日戦の勝利のために大きな貢献をしたのである。



スメドレーと少年兵（『中国の歌ごえ』）

文章を残しているが、四〇年には三・八国際婦人デーのために、「中日両国の女性よ手を携えよう」（『新華日報』一九四〇年三月八日）という文章を発表して、日本と中国の女性が平和のために連帯するよう呼びかけている。（解説 石川照子）

#### 参考文献

- アグネス・スメドレー著、尾崎秀実訳『女一人大地を行く』角川書店、一九六八年
- ジャニス・R・マッキンノン、ステイリーン・R・マッキンノン著、石垣綾子・坂本ひとみ訳『アグネス・スメドレー炎の生涯』筑摩書房、一九九三年
- 宮本正男編『長谷川テル作品集』亜紀書房、一九七九年
- 呂元明著、西田勝訳『中国語で残された日本文学——日中戦争のなかで』法政大学出版局、二〇〇一年
- 張注洪主編『国際友人与抗日戦争』北京燕山出版社、一九九七年



アグネス・スメドレーは、一八九四年にアメリカのミズーリ州の貧しい小作農の家庭に生まれた。苦学するなかでインドの独立運動に関心を寄せ、やがてヨーロッパに渡り、ベルリンでインドの亡命政府の革命家であるV・チャットパジャーヤと同棲した。そして中国の歴史を研究しはじめたスメドレーは、一九二八年にドイツの日刊新聞「フランクフルター・ツァイトゥング」の特派員となって、初めて中国を訪れた。魯迅、尾崎秀実、ゾルゲらとの交友を深める一方、苦しみあえぐ中国民衆の姿に強烈な印象を受けて、三三年には『中国の運命』を出版した。さらに紅軍の組織と発展を

ユート、さらに山西、漢口、長沙などの戦争の前線で取材を重ね、それは『中国は抵抗する』（一九三八年）、『中国の歌ごえ』（一九四三年）にまとめられた。史料【1】は、そうした経験のなかで見聞きした中国の女性たちへ思いをはせた文章で、特に作家の蕭紅について言及している。

スメドレーは執筆活動以外にも前線での医療活動や、宋慶齡が組織した中国民権保障同盟と保衛中国同盟の活動にもかかわったが、病気治療のため四一年に帰国した。アメリカでは寄稿、講演などをつうじて中国の人々の戦いを伝えるかたわら、朱徳の伝記『偉大なる道』を執筆した。一九五〇年にイギリスで亡くなるが、遺言によつて遺骨は北京の八宝山革命公墓に埋葬された。

緑川英子は、一九一二年に山梨県猿橋に土木技師を父として生まれた。奈良女高師（現・奈良女子大学）に進学後、化サークルでエスペラント語を学んだが、左翼団体弾圧のなかで逮捕され退学を余儀なくされた。その後東京でエスペラント語にさらに深くかかわり、日本エスペラント文芸協会に参加して文学活動を開始した。

三六年秋に『満州国』の留学生で同じくエスペラント語を学んでいた劉仁と結婚、翌年四月には上海へ渡った。史料【2】は、渡航後に始まつた日中戦争直後に、祖国日本と中国との戦いのなかで葛藤する英子が、エスペラントティストとして発した日本の侵略を批判する文章である。その後香港、広州を経て武漢に入り、三八年から国民党中央宣伝部國際宣伝處対日科に属して、武漢、重慶で国民政府の対日宣伝を担つてラジオで日本語で反戦を呼びかけ続けた。日本ではそん

な英子は「國賊」「壳國奴」と報道され、家族も周囲の非難にさらされたが、彼女は反戦放送をやめなかつた。

日中戦争が終了すると、夫妻は瀋陽に移り、そこで二人とも東北行政委員会編集審査委員会委員を務めた。四七月一日に妊娠中絶手術の失敗で英子が死亡すると、夫の劉仁も後を追うように四月に病死した。夫婦の間には息子と娘の二人の子どもがいた。夫妻は現在、佳木斯市烈士陵園に埋葬されている。英子も多くの